

○ボランティア休暇の運用について

平成9年3月31日制定

規則第14条別表第2中のボランティア休暇の取扱については、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 第3号の「一之年」とは、1暦年をいい、同号の「5日」については、暦日によるものとする。休暇の単位は、1日の取得時間が8時間未満であっても取得日数としては1日とする。
- 2 第3号イの「相当規模の災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。
- 3 第3号のロの「任命権者が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設
 - イ 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホーム
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場
 - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
 - キ 老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設
 - ク 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - ケ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校
 - コ アからケまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって任命権者が定めるものは、身体上又は精神上の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者がおかれている施設
- 4 第3号のハの「その他日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他

第4編 人事（ボランティア休暇の運用について）

の直接的な援助をいう。

- 5 ボランティア休暇の請求にあたっては、当該休暇の請求時に活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにする活動計画書（別紙）を提出し、承認を受けなければならない。
- 6 非常勤職員への適用はしない。

附則

この運用は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この運用は、平成19年4月1日から施行する。

別紙

ボランティア活動計画書

所 属

氏 名

印

1 活動期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 活動の種類

被災者への支援活動 社会福祉施設等における活動 その他

3 活動場所

施設名等： _____

所在地： _____

電 話： () _____

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

有 無

団 体 名： _____

電 話： _____

6 備 考

注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。

3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。